

令和元年度
事業報告書

ANNUAL REPORT



社会福祉法人
墨田区社会福祉協議会

墨田区社会福祉協議会の基本理念

みんなで作る



ひとがつながる



やさしいまち



少子高齢化や世帯の核家族化・単身化の進行などにより、地域や家族での支え合い、助け合う意識が希薄になってきています。

また、複合的な課題や制度の谷間にある課題、公的サービスでは解決できない課題もたくさんあります。

そこで、墨田区社会福祉協議会は、関係機関等とも連携して、人と人がつながる橋渡しや区民の自主的な活動をサポートすることなどにより、区民の皆さんが住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会を実現できるように取組みを進めていきます。



会長メッセージ

日頃より、墨田区社会福祉協議会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

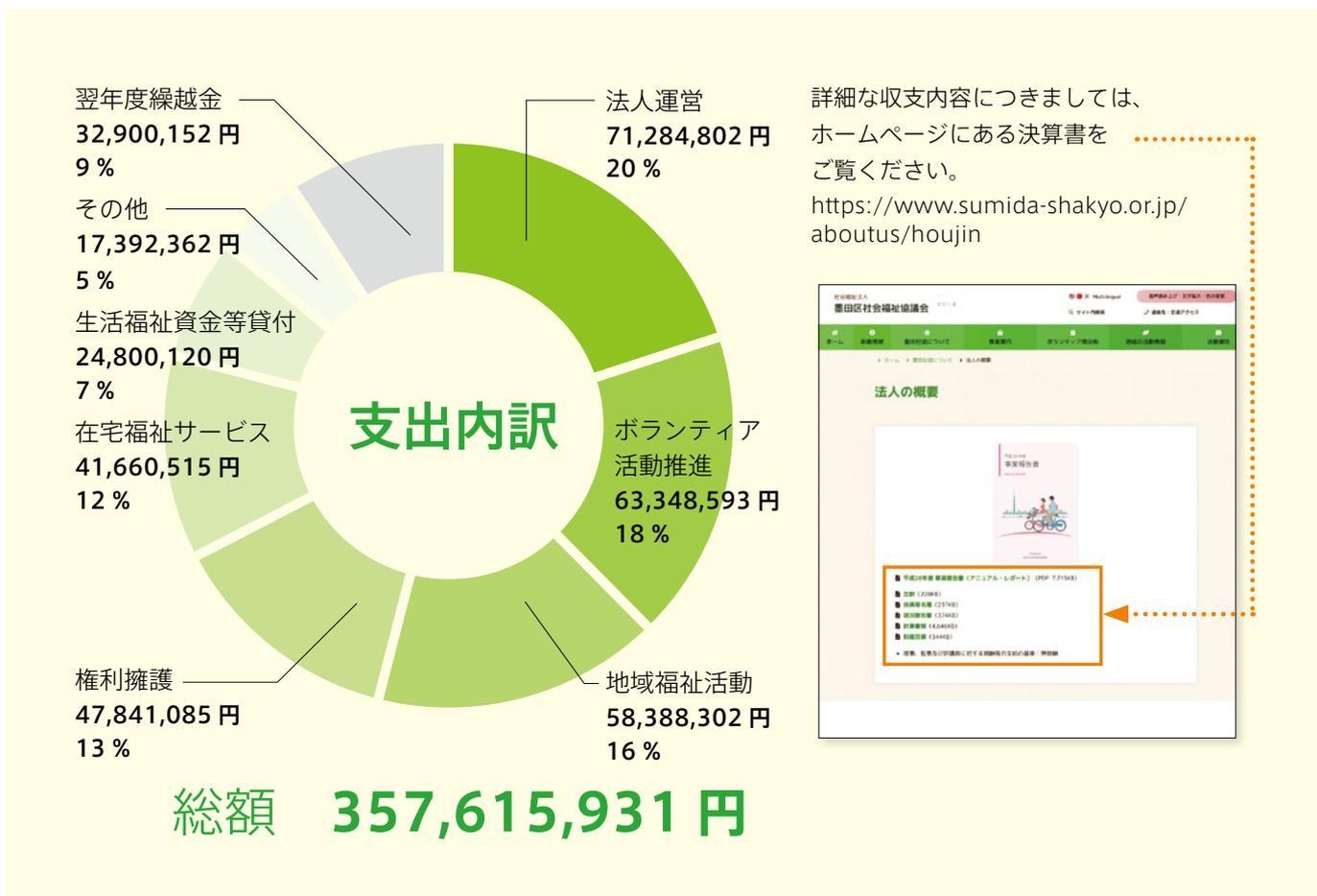
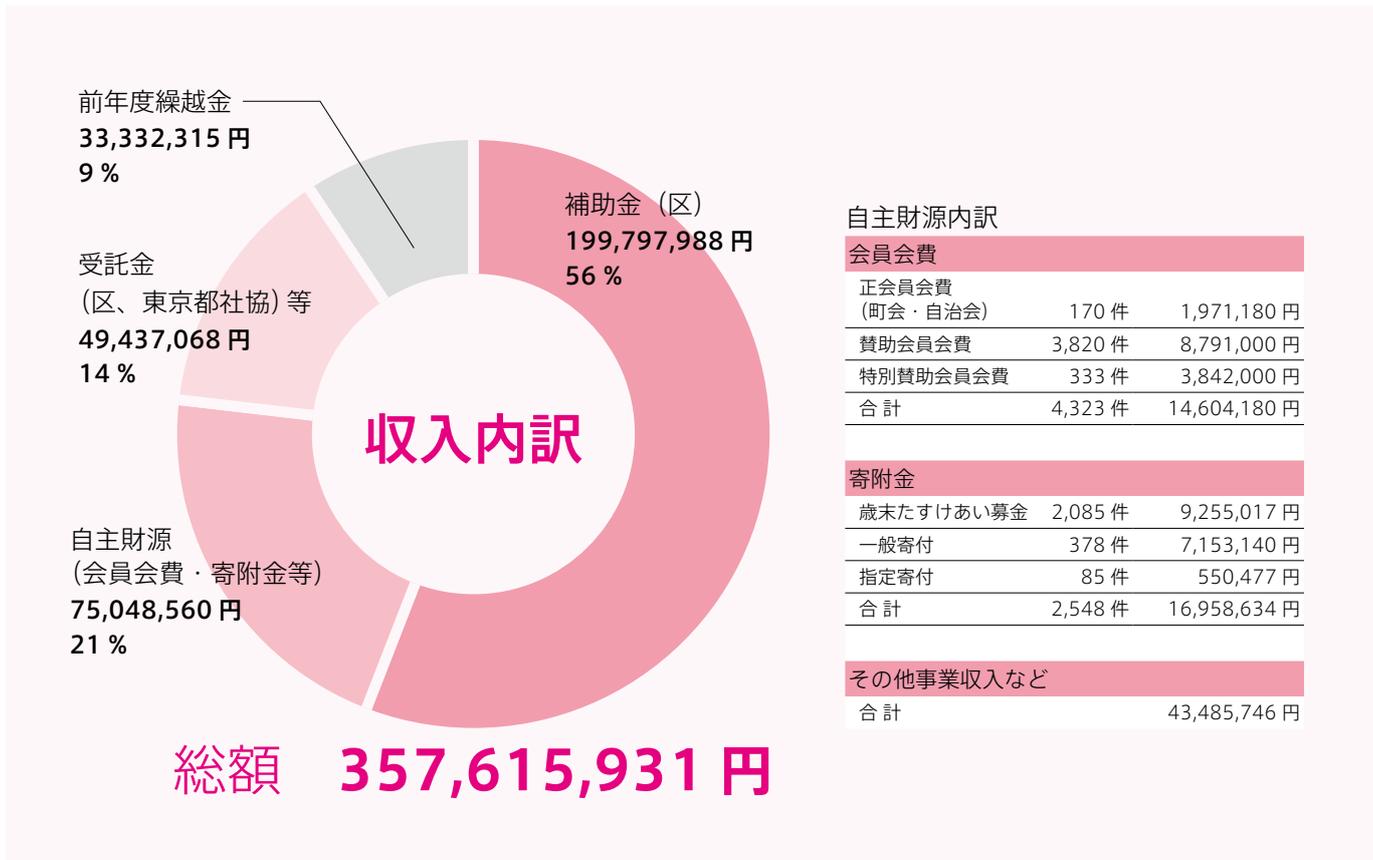
この報告書は、当協議会に寄せられた正会員会費・賛助会費、寄附金を活用させていただき、当協議会が推進している住民活動等が、どのように地域課題の解決に役立っているかを区民の皆様にご理解いただくために作成しているものです。

墨田区がさらに住みやすいまちになるよう取り組んでまいりますので、今後ともご協力くださいますようお願い申し上げます。

西原 文隆

平成 30 年度 収支報告書

※収支報告は令和元年度の決算が確定前のため、平成 30 年度の数値を掲載しています。



小地域福祉活動・ふれあいサロン・ 地域福祉プラットフォーム



小地域福祉活動 32 地域

お互いが顔見知りである町会・自治会を範囲とする地域単位で、住民同士が行う支えあい・助けあいの活動です。高齢者や子どもがいる世帯等への戸別訪問や声かけ・見守り活動、簡単な家事援助など、それぞれの地域に合った活動をしています。

ふれあいサロン 19 地域

高齢者や障害者、子育て中の親子などの孤立の解消や、近隣とのつながり、情報交換の場として、身近な地域の「交流の場づくり」を行っています。お茶を飲みながら手芸、健康づくりなど地域ごとに趣向を凝らした活動をしています。ふれあいサロンでの交流をきっかけに声かけや見守り、戸別訪問といった地域の支えあい活動につなげていくことを目指しています。

拠点型ふれあいサロン 4 地域

小学校や児童館など、地域の身近な場所を拠点に、隣接する複数の町会・自治会で見守り・声かけやふれあいサロンなどを実施する活動です。いろいろな地域から活動に参加しやすいという特徴があります。子どもや高齢者など世代を超えた交流の場となっているとともに、地域教育・福祉教育の場となっています。

地域福祉プラットフォーム 2 か所

住民主体の支えあい活動と、福祉関係機関による専門的な支援とをつなぐ拠点となる「地域福祉プラットフォーム」を、区内2か所に開設しています。社協の職員が常駐し相談に応じています。

<地域福祉プラットフォームで行う活動>

①地域住民と福祉関係者が集う交流拠点機能

歓談ができるスペースを用意し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える居場所、世代間交流のできる場です。

②相談機能

民生委員・児童委員や地域の福祉活動者の協力のもとに、地域住民の困り事や相談にもワンストップで対応できる場です。

★キラキラ茶家（京島 3-49-18）

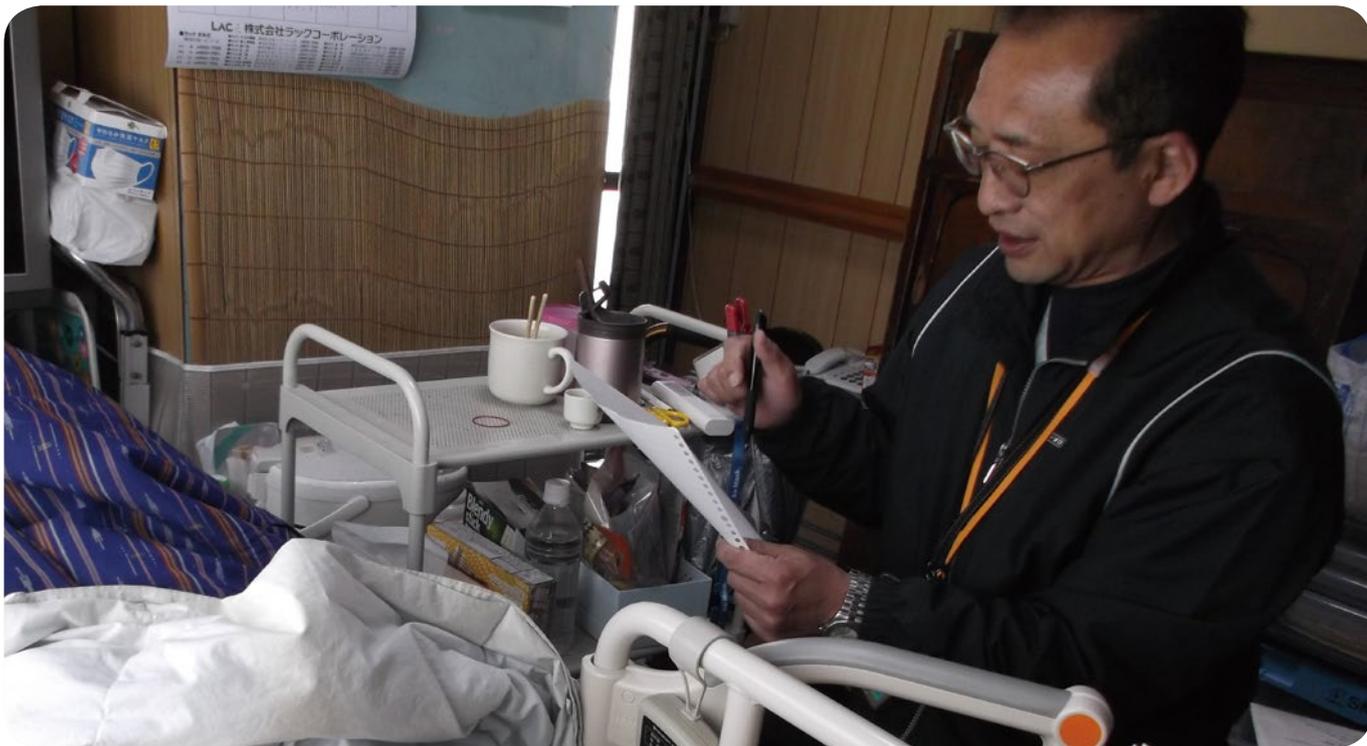
毎週火曜・木曜（祝日は除く）、午前 11 時～午後 4 時

★ガランドール（石原 4-11-12）

毎週月曜～金曜（祝日は除く）、午前 11 時～午後 4 時



すみだ福祉サービス権利擁護センター



地域福祉権利擁護事業

認知症や精神障害、知的障害などによって日常生活を一人で行うことが難しい方の支援をしています。お金の管理や福祉サービスの契約のお手伝いをするなどで、今までどおりの生活を維持していただくことができます。

法人後見人活動の開始

墨田区社会福祉協議会は、令和元年度から社会福祉法人として後見人活動を開始しました。本年度は6名の方への支援が決まりました。

市民後見人の養成・支援

墨田区社会福祉協議会は墨田区とともに、市民後見人の養成を行っています。令和元年度は13名の方が養成研修を修了し、新たに5名の方が市民後見人として活動を始めました。

市民後見人の皆さんは、同じ地域住民として、被後見人の生活を支え、本人の気持ちに寄り添った活動をしています。市民後見人が活動するにあたっては、社会福祉協議会が監督人となって支援し、いつでも相談することができる体制になっています。



令和元年度
養成研修受講生の方々

地域福祉権利擁護事業

131 件

認知症や要介護高齢者の
介護保険契約立会いなど

相談件数

2,267 件

福祉制度や生活での
困ったことなど

市民後見人選任件数 (累計)

54 件

ボランティア活動

すみだボランティアセンター

ボランティアセンターは、ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげる活動をしています。

また、活動に必要な会場を貸し出したり、ボランティア活動のための講習会など、ボランティアの養成、ボランティア団体の支援も行っています。



住民参加型サービス (有償在宅福祉サービス)

すみだファミリー・サポート・センター事業

地域の皆さんに子育ての担い手になっていただき、子育ての援助を受けたい方と共に、地域で子育てを行う活動です。



すみだハート・ライン 21 事業

地域の皆さんの参加と協力により日常生活で手助けを必要としている高齢者や障害のある方、産前・産後の方などに家事援助を中心としたサービスを提供しています。



ミニサポート事業

高齢者や障害のある方の日常生活でのちょっとした困りごと（専門的な技術を必要としない、おおむね 30 分以内で終了するもの）に、地域の方がお手伝いをするサービスです。



資金の貸付

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な低所得世帯等に対して、福祉資金・教育支援資金・総合支援資金・不動産担保型生活資金を貸し付け、その経済的自立と生活の安定を図ります。

生活福祉資金貸付事業

	貸付決定件数	貸付決定金額
教育支援資金	66 件	52,030,000 円
福祉資金	6 件	2,648,000 円
総合支援資金	0 件	0 円
不動産担保型生活資金	0 件	0 円
要保護世帯 不動産担保型生活資金	1 件	15,470,000 円
緊急小口資金	1 件	100,000 円
合計	74 件	70,248,000 円

新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付事業

	貸付申請件数	貸付申請金額
緊急小口資金 (特例貸付)	83 件	15,800,000 円
総合支援資金 (特例貸付)	2 件	900,000 円
合計	85 件	16,700,000 円

おもちゃサロン

おもちゃ遊びを通じて地域のお子さんたちの交流の場、また子育て中のお父さん・お母さんの情報交換の場、ボランティアなど地域の人と関わるきっかけの場として、すみだボランティアセンターとみどりコミュニティセンターで開催しています。また、障害のあるお子さんがゆっくり遊べるように専用の時間も設けています。おもちゃの修理や団体への貸し出しも行なっています。



すみだボランティアセンター
(東向島)

みどりコミュニティセンター
(緑)

参加人数
1,199人
実施回数：52回

参加人数
1,136人
実施回数：11回



その他、車いすの貸出や福祉車両の貸出、高齢者用杖の贈呈なども行なっています。詳しくはお問い合わせください。

皆様へ

当協議会の事業内容および収支についてご報告をさせていただくため、事業報告書を作成いたしました。
今後とも当協議会の事業にご理解・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。



社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

〒131-0032 墨田区東向島 2-17-14
すみだボランティアセンター内
TEL : 03-3614-3900
FAX : 03-3610-0294

<https://www.sumida-shakyo.or.jp>